



# 熊本県公報

号外 第6号  
令和7年(2025年)  
3月14日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 令和6年度(2024年度)予算の要領…………… (財政課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第191号の2

令和6年度(2024年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和7年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和7年(2025年)3月14日

熊本県知事 木 村 敬

#### 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,267,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ930,447,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

##### (繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

##### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

##### (地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		163,988,650	△ 2,063,809	161,924,841
	1 県 民 税	43,589,266	2,209,134	45,798,400
	2 事 業 税	43,472,038	7,295,885	50,767,923
	3 地方消費税	31,244,174	△ 11,945,419	19,298,755
	4 不 動 産 税	4,455,967	814,764	5,270,731
	5 県たばこ税	2,167,312	△ 31,776	2,135,536
	6 ゴルフ場 利 用 税	628,283	△ 9,236	619,047
	7 軽油引取税	14,402,688	△ 583,050	13,819,638
	8 自 動 車 税	23,874,246	205,586	24,079,832
	9 鉦 区 税	11,115	△ 172	10,943
	10 狩 猟 税	18,017	△ 428	17,589
	11 産業廃棄物税	125,544	△ 19,097	106,447
2 地方消費税 清 算 金		87,356,233	5,399,367	92,755,600
	1 地方消費税 清 算 金	87,356,233	5,399,367	92,755,600

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	31,012,193	9,046,757	40,058,950
	1 特別法人事業 譲与税	28,288,828	9,171,085	37,459,913
	2 地方揮発油 譲与税	2,207,991	△ 93,531	2,114,460
	3 石油ガス 譲与税	54,048	5,243	59,291
	4 自動車重量 譲与税	241,235	△ 7,120	234,115
	5 森林環境 譲与税	207,789	△ 29,411	178,378
	6 航空機燃料 譲与税	12,301	491	12,792
4	地方特例 交付金	4,710,504	△ 80,792	4,629,712
	1 地方特例 交付金	4,710,504	△ 80,792	4,629,712
5	地方交付税	232,366,281	△ 439,446	231,926,835
	1 地方交付税	232,366,281	△ 439,446	231,926,835
6	交通安全対策 特別交付金	247,388	△ 17,940	229,448
	1 交通安全対策 特別交付金	247,388	△ 17,940	229,448
7	分担金及び 負担金	4,240,115	906,570	5,146,685
	1 分 担 金	697,694	173,873	871,567

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 負 担 金	3,542,421	732,697	4,275,118
8 使用料及び 手 数 料		9,037,772	△ 74,475	8,963,297
	1 使 用 料	6,422,969	△ 54,704	6,368,265
	2 手 数 料	2,614,803	△ 19,771	2,595,032
9 国庫支出金		127,217,079	29,392,857	156,609,936
	1 国庫負担金	44,422,428	△ 1,739,396	42,683,032
	2 国庫補助金	79,785,826	31,446,606	111,232,432
	3 国庫委託金	3,008,825	△ 314,353	2,694,472
10 財 産 収 入		2,033,772	△ 85,656	1,948,116
	1 財 産 運 用 収 入	902,041	265,663	1,167,704
	2 財 産 売 払 収 入	1,131,731	△ 351,319	780,412
11 寄 附 金		638,096	266,928	905,024
	1 寄 附 金	638,096	266,928	905,024
12 繰 入 金		58,474,829	△ 30,894,109	27,580,720
	1 特 別 会 計 繰 入 金	374,935	44,575	419,510

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	58,099,894	△ 30,938,684	27,161,210
13 繰越金		4,179,392	25,278,716	29,458,108
	1 繰越金	4,179,392	25,278,716	29,458,108
14 諸収入		67,110,128	323,836	67,433,964
	1 延滞金、加算金及び過料等	106,246	8,377	114,623
	2 県預金利子	2,235	13,593	15,828
	3 貸付金元利収入	53,036,474	△ 713,874	52,322,600
	4 受託事業収入	2,336,766	117,439	2,454,205
	5 収益事業収入	2,731,780	△ 217,214	2,514,566
	6 雑収入	8,896,558	1,115,515	10,012,073
15 県債		81,567,998	19,308,721	100,876,719
	1 県債	81,567,998	19,308,721	100,876,719
歳入合計		874,180,430	56,267,525	930,447,955

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,878,872	△ 4,555	1,874,317
	1 議 会 費	1,878,872	△ 4,555	1,874,317
2 総 務 費		41,068,572	24,431,557	65,500,129
	1 総務管理費	16,434,432	24,180,133	40,614,565
	2 企 画 費	8,814,107	799,093	9,613,200
	3 徴 税 費	8,127,472	△ 151,199	7,976,273
	4 市 町 村 振 興 費	3,236,529	△ 339,544	2,896,985
	5 選 挙 費	1,334,253	△ 17,314	1,316,939
	6 防 災 費	2,266,887	△ 46,238	2,220,649
	7 統 計 調 査 費	485,861	△ 1,873	483,988
	8 人 事 委 員 会 費	183,803	△ 560	183,243
	9 監 査 委 員 費	185,228	9,059	194,287
3 民 生 費		107,230,358	5,942,907	113,173,265
	1 社会福祉費	60,492,770	2,438,308	62,931,078

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	41,253,992	2,723,729	43,977,721
	3 生活保護費	4,855,037	763,659	5,618,696
	4 災害救助費	628,559	17,211	645,770
4 衛生費		63,329,820	380,574	63,710,394
	1 公衆衛生費	48,388,081	768,388	49,156,469
	2 環境衛生費	11,633,361	△ 130,605	11,502,756
	3 保健所費	1,737,452	△ 42,547	1,694,905
	4 医薬費	1,570,926	△ 214,662	1,356,264
5 労働費		4,924,444	△ 1,444,631	3,479,813
	1 労政費	233,819	△ 11,016	222,803
	2 職業訓練費	4,327,624	△ 1,439,237	2,888,387
	3 労働委員会費	114,460	5,622	120,082
6 農水産業費		69,317,458	10,509,893	79,827,351
	1 農業費	19,782,586	1,242,373	21,024,959
	2 畜産業費	3,942,512	2,195,146	6,137,658

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農 地 費	22,773,661	4,500,244	27,273,905
	4 林 業 費	16,628,014	2,046,019	18,674,033
	5 水 産 業 費	6,190,685	526,111	6,716,796
7 商 工 費		68,612,503	1,617,749	70,230,252
	1 商 業 費	56,469,923	856,226	57,326,149
	2 工 鉱 業 費	9,888,090	863,673	10,751,763
	3 観 光 費	2,254,490	△ 102,150	2,152,340
8 土 木 費		97,381,366	20,695,930	118,077,296
	1 土 木 管 理 費	3,184,920	△ 31,720	3,153,200
	2 道 路 橋 りょう 費	43,697,186	10,160,595	53,857,781
	3 河 川 海 岸 費	32,945,592	7,023,649	39,969,241
	4 港 湾 費	5,760,117	1,372,455	7,132,572
	5 都 市 計 画 費	9,789,157	2,308,471	12,097,628
	6 住 宅 費	2,004,394	△ 137,520	1,866,874
9 警 察 費		44,253,153	△ 189,373	44,063,780



款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	39,034,120	△ 118,874	38,915,246
	2 警察活動費	5,219,033	△ 70,499	5,148,534
10 教育費		151,593,509	△ 1,553,580	150,039,929
	1 教育総務費	37,647,428	628,646	38,276,074
	2 小学校費	37,149,888	△ 904,958	36,244,930
	3 中学校費	22,333,375	△ 456,511	21,876,864
	4 高等学校費	34,062,365	△ 659,006	33,403,359
	5 特別支援学校費	13,632,458	△ 213,848	13,418,610
	6 大学費	1,465,897	△ 49,827	1,416,070
	7 社会教育費	2,893,924	34,949	2,928,873
	8 保健体育費	2,408,174	66,975	2,475,149
11 災害復旧費		21,482,839	5,861,733	27,344,572
	1 農林水産業災害復旧費	9,350,220	△ 285,699	9,064,521
	2 商工災害復旧費	127,457	1,253,563	1,381,020
	3 土木災害復旧費	11,544,995	4,900,043	16,445,038

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 教育災害復旧費	176,064	△ 6,174	169,890
12 公債費		101,817,801	△ 1,979,142	99,838,659
	1 公債費	101,817,801	△ 1,979,142	99,838,659
13 諸支出金		101,089,735	△ 8,001,537	93,088,198
	1 繰出金	16,835,501	△ 138,003	16,697,498
	2 ゴルフ場利用税交付金	439,799	△ 6,466	433,333
	3 利子割金交付金	41,516	38,359	79,875
	4 地方消費税清算金	30,737,006	△ 11,889,206	18,847,800
	5 地方消費税交付金	43,892,396	2,620,659	46,513,055
	6 配当割金交付金	707,411	177,664	885,075
	7 株式等譲渡所得割交付金	724,537	765,279	1,489,816
	8 軽油引取税交付金	3,355,028	△ 136,839	3,218,189
	9 所得割金交付金	132,413	56,422	188,835
	10 環境性能割金交付金	897,464	36,284	933,748
	11 法人事業税交付金	3,326,521	474,310	3,800,831

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	出	874,180,430	56,267,525	930,447,955
合	計			

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		84,190
	1 生活保護費	4,190
	2 災害救助費	80,000
2 衛 生 費		150,048
	1 医 薬 費	150,048
3 農 林 水 産 業 費		2,806,609
	1 畜 産 業 費	2,806,609
4 教 育 費		171,658
	1 教育総務費	171,658
5 災 害 復 旧 費		1,643,165
	1 総務災害復旧費	280,025
	2 商工災害復旧費	1,363,140
合	計	4,855,670

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 議 会 費		千円 486,084	千円 493,084
	1 議 会 費	486,084	493,084
2 総 務 費		2,620,142	3,677,444
	1 総 務 管 理 費	717,815	737,166
	2 企 画 費	890,652	1,918,603
	3 防 災 費	1,011,675	1,021,675
3 民 生 費		499,152	6,829,263
	1 社 会 福 祉 費	309,894	6,234,733
	2 児 童 福 祉 費	189,258	594,530
4 衛 生 費		188,370	3,934,881
	1 公 衆 衛 生 費	105,301	3,702,112
	2 環 境 衛 生 費	83,069	232,769
5 農 林 水 産 業 費		27,265,913	43,678,558
	1 農 業 費	3,645,643	8,115,950
	2 農 地 費	10,646,060	17,512,254
	3 林 業 費	10,278,629	14,468,908
	4 水 産 業 費	2,695,581	3,581,446

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
6 商 工 費		千円	千円
		826,749	5,017,973
	1 商 業 費	470,865	1,453,139
	2 工 鉱 業 費	96,542	3,086,392
	3 観 光 費	259,342	478,442
7 土 木 費		60,729,785	84,849,924
	1 土 木 管 理 費	1,096,651	1,108,194
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,256,861	35,746,450
	3 河 川 海 岸 費	24,505,296	32,907,409
	4 港 湾 費	2,713,134	3,638,311
	5 都 市 計 画 費	8,212,213	10,628,407
	6 住 宅 費	945,630	821,153
8 警 察 費		491,497	641,349
	1 警 察 管 理 費	481,173	621,840
	2 警 察 活 動 費	10,324	19,509
9 教 育 費		6,509,852	6,845,329
	1 高 等 学 校 費	5,051,432	5,063,351
	2 特 別 支 援 学 校 費	1,111,870	1,181,210
	3 社 会 教 育 費	303,278	431,207

款	項	金額	
		補正前	補正後
		千円	千円
	4 保健体育費	43,272	169,561
10 災害復旧費		16,715,329	16,624,674
	1 農林水産業 災害復旧費	5,973,558	6,572,903
	2 土木災害復旧費	10,741,771	10,051,771
合	計	116,332,873	172,592,479

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和7年度	千円 1,503
2 著作物複写利用業務	令和7年度	19,245
3 地域振興局局長宿舍等賃借	令和7年度	15,606
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和7年度 ～令和8年度	24,179
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	21,779 2,400
5 銀座熊本館運営業務	令和7年度	2,188
6 人権啓発業務	令和7年度	3,185
7 通訳等業務	令和7年度	5,844
8 県費留学生宿舍等賃借	令和7年度	1,042
9 性暴力被害者サポートセンター運営業務	令和7年度	25,106
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和7年度	814
11 外国人サポートセンター運営業務	令和7年度	15,447
12 高度専門通訳活用事業	令和7年度	5,122
13 御所浦地域活性化推進事業	令和7年度	2,000
14 移住定住相談窓口関係業務	令和7年度	30,253

事 項	期 間	限 度 額
15 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和7年度	千円 4,311
16 ふるさとくまもと応援寄附金関係業務	令和7年度 ～令和9年度	480,552
	年次別内訳	
	令和7年度	160,184
	令和8年度	160,184
令和9年度	160,184	
17 軽自動車税申告受付等業務	令和7年度	18,576
18 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和7年度	5,051
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和7年度 ～令和9年度	706,393
	年次別内訳	
	令和7年度	436,617
	令和8年度	134,888
令和9年度	134,888	
20 職員採用試験会場賃借	令和7年度	2,225
21 職員採用試験問題調達等業務	令和7年度	8,077
22 消費者問題解決力強化事業	令和7年度	2,164
23 消費者生活再生総合支援事業	令和7年度	14,973
24 地球温暖化防止活動推進事業	令和7年度	1,700
25 地球温暖化対策基礎調査業務	令和7年度	8,531
26 産業廃棄物適正処理対策業務	令和7年度	660



事 項	期 間	限 度 額
27 エコアくまもと環境教育推進事業	令和7年度	千円 14,274
28 U I Jターン就職相談窓口関係業務	令和7年度	27,700
29 障害者就業・生活支援センター運營業務	令和7年度	51,722
30 若年無業者就労促進事業	令和7年度	6,254
31 ジョブカフェくまもと施設貸借	令和7年度	4,764
32 ジョブカフェくまもと関係業務	令和7年度	3,871
33 農業法人活動強化支援業務	令和7年度	3,720
34 認定農業者認定業務	令和7年度	2,836
35 農業経営・就農支援センター運營業務	令和7年度	62,605
36 県低利預託基金貸付金	令和7年度	223,438
37 熊本型特別栽培農産物認証等業務	令和7年度	10,169
38 家畜改良増殖総合対策事業	令和7年度	21,853
39 畜産経営技術高度化推進事業	令和7年度	5,491
40 家畜伝染病防疫対策事業	令和7年度	500
41 総合評価方式事前登録審査業務	令和7年度	15,172

事 項	期 間	限 度 額
42 ため池サポートセンター運営業務	令和7年度	千円 10,000
43 森づくりボランティアネット運営業務	令和7年度	8,181
44 くまもと林業大学校運営業務	令和7年度	88,250
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和7年度	125,342
46 海外展開推進体制整備事業	令和7年度	4,277
47 物産展示場施設賃借	令和7年度	5,798
48 大阪圏県産品販路拡大業務	令和7年度	3,300
49 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和7年度	5,305
50 小規模事業者等支援関係事業	令和7年度	4,969
51 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和7年度	10,080
52 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和7年度	2,160
53 インキュベーション施設運営事業	令和7年度	6,698
54 ビジョン推進団体運営事業	令和7年度	7,023
55 計量検定業務	令和7年度	17,097
56 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和7年度	725

事 項	期 間	限 度 額
57 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和7年度	千円 5,517
58 県民総合運動公園アクセス改善対策事業	令和7年度	47,296
59 特定建築物等定期報告委託業務	令和7年度	4,969
60 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和7年度	620
61 単県道路調査事業	令和7年度	90,000
62 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和7年度	432
63 交番・駐在所等賃借	令和7年度	23,819
64 人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和7年度	6,000
65 教職員住宅用地賃借	令和7年度	171
66 文化庁派遣職員宿舍賃借	令和7年度 ～令和8年度	3,408
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,704 1,704
67 県立学校用地等賃借	令和7年度 ～令和9年度	939
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	919 10 10
68 電話相談室賃借	令和7年度	540
69 県民総合運動公園管理運営業務	令和7年度	39,681

事 項	期 間	限 度 額
70 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和7年度 ～令和10年度	千円 13,360
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,340 3,340 3,340 3,340

  

期 間	利子助成率
3年以内	年2.0%以内

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和7年度	千円 39,741	(補正前に同じ)	令和7年度	千円 47,292
2 首都圏広報業務	令和7年度	10,014	(補正前に同じ)	令和7年度	16,635
3 保健・医療・福祉関係業務	令和7年度	23,454	(補正前に同じ)	令和7年度	1,033,112
4 大気汚染監視業務	令和7年度	2,568	(補正前に同じ)	令和7年度	3,021
5 水俣病総合対策事業等委託業務	令和7年度	20,992	(補正前に同じ)	令和7年度	95,742
6 しごと相談・支援センター関係業務	令和7年度	6,516	(補正前に同じ)	令和7年度	7,053
7 積算基礎資材単価調査業務	令和7年度	48,852	(補正前に同じ)	令和7年度	70,456
8 警察関係業務	令和7年度 ～令和8年度	2,133,150	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	2,180,819
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,922,738 210,412		年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,970,407 210,412
9 県営農地等災害復旧事業	令和7年度 ～令和8年度	1,830,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	1,853,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	430,000 1,400,000		年次別内訳 令和7年度 令和8年度	453,000 1,400,000
10 県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和11年度	7,910,584	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和11年度	8,607,560
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	4,569,656 1,771,053 1,490,172 41,960 37,743		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	5,255,397 1,780,295 1,491,169 42,956 37,743

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
11 給食業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 161,233	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	千円 289,787
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	59,391 50,921 50,921		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	187,945 50,921 50,921
12 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和10年度	4,447,242	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和11年度	5,783,644
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,273,880 1,604,110 566,780 2,472		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	3,502,170 1,631,268 593,856 29,411 26,939
13 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	3,608,787	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和16年度	3,890,477
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	814,144 692,520 692,192 690,687 441,333 260,929 9,754 2,891 2,891 1,446		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	1,083,301 697,016 694,960 693,257 443,078 261,406 10,231 2,891 2,891 1,446

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 68,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
耕地災害 現年発生国庫費 補助事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
商工業施設 過年発生施設費 補助事業費	452,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	5,601,000			
農業施設整備 事業費	543,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	6,670,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 209,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円 331,000			
医療施設整備事業費	24,000	財務省、地方公共団体	以 内	含め30年以内	21,000			
職業能力開発校整備事業費	1,485,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	均等償還又は元金均等償還、	712,000			
土地改良国庫補助事業費	2,672,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	3,321,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	243,000	証書借入又は証券発行(他	る資金に	等	372,000			
農地防災国庫補助事業費	265,000	の地方公共団体との共同発行を含む。)	利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	261,000			
治水防除国庫補助事業費	549,000	(その他)	においては、当該見直し後の利率)		1,309,000			
造林国庫補助事業費	31,000	工事その他			366,000			
林道国庫補助事業費	571,000	の都合により、一部又は全部			505,000			
治山国庫補助事業費	2,887,000	を翌年度以降に繰り下げて			3,219,000			
保安林整備国庫補助事業費	205,000	借り入れることができる。			145,000			
漁港国庫補助事業費	355,000	発行価格が			566,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	30,000	額面金額を下			23,000			(補正前に同じ)
観光施設整備事業費	208,000	回るときは、その発行差額			156,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,006,000	をうめるため			9,705,000			
道路維持国庫補助事業費	3,034,000	必要な金額を加算した額を			3,358,000			
河川国庫補助事業費	2,467,000	限度額とすることが			3,635,000			
砂防国庫補助事業費	2,246,000	ることができる。			3,818,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	150,000				179,000			
港湾建設国庫補助事業費	554,000				1,019,000			
土地区画整理事業費	533,000				579,000			
街路国庫補助事業費	1,143,000				1,920,000			
都市公園整備事業費	196,000				178,000			
公営住宅建設事業費	440,000				377,000			
土地改良直轄事業負担金	737,000				913,000			



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地海岸直轄事業 負担金	497,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	432,000			
道路直轄事業 負担金	6,389,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	9,474,000			
河川直轄事業 負担金	2,154,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	3,167,000			
砂防直轄事業 負担金	718,000	その他	し方式で	元金均等償還、	1,021,000			
港湾直轄事業 負担金	786,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,408,000			
耕地災害 過剰発生国庫 補助事業費	177,000	証書借入又	る資金に	等	65,000			
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	707,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	463,000			
教育施設 過剰発生国庫 補助事業費	74,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	54,000			
総合庁舎 整備事業費	142,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	141,000			
防災施設 整備事業費	755,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	568,000			
消防学校 整備事業費	80,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	239,000			
くまもと 県民交流館 整備事業費	5,000	工事その他	当該見直	ることができ	4,000			
老人福祉施設 整備事業費	463,000	の都合により、	し後の利	る。	523,000			
清水が丘学園 整備事業費	195,000	一部又は全部	率)		302,000			
保健環境 科学研究所 整備事業費	85,000	を翌年度以降			47,000			
保健所 整備事業費	11,000	に繰り下げて			9,000			
技術短期大学 校整備事業費	303,000	借り入れるこ			251,000			
農業公園 整備事業費	401,000	とができる。			284,000			
農業試験 機関整備事業費	211,000	発行価格が			209,000			
水産施設 整備事業費	51,000	額面金額を下			59,000			
単県漁港 整備事業費	40,000	回るときは、			42,000			
単県道路 整備事業費	5,920,000	その発行差額			6,080,000			
単県河川 整備事業費	10,192,000	をうめるため			10,200,000			
警察施設 整備事業費	1,107,000	必要な金額を			900,000			
交通安全施設 整備事業費	1,215,000	加算した額を			1,141,000			
		限度額とする						
		ことができる。						

(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
私立学校施設整備事業費	千円 2,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
県立高等学校整備事業費	5,319,000	財務省、地方公共団体金	以 内	含め30年以内	5,155,000			
社会教育施設整備事業費	64,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	均等償還又は元金均等償還、	47,000	(補 正 前 に 同 じ)		
耕地現年発生単県災害復旧事業費	35,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	12,000			
耕地過年発生単県災害復旧事業費	418,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	る資金に	等	140,000			
		は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	ついで、	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ				
		の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	利率の見直しを行った後に	は借換えをすることができ				
		(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	ついて、	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ				
		は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
		(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	らる。					
計	66,756,000				79,425,000			

令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸 収 入		898,971	8,942	907,913
	1 貸 付 金 元 利 収 入	895,737	1,349	897,086
	2 雑 入	3,234	7,593	10,827
歳 入 合 計		901,566	8,942	910,508

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		5,673		5,673
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	5,673		5,673
2 公 債 費		861,319	29,171	890,490
	1 公 債 費	861,319	29,171	890,490
3 諸 支 出 金		34,574	△ 20,229	14,345
	1 繰 出 金	34,574	△ 20,229	14,345
歳 出 合 計		901,566	8,942	910,508

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和7年度	千円 272	

令和6年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,350,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,400,000	△ 282,941	2,117,059
	1 証紙収入	2,400,000	△ 282,941	2,117,059
2 繰越金		200,000	32,941	232,941
	1 繰越金	200,000	32,941	232,941
歳 入 合 計		2,600,000	△ 250,000	2,350,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		2,600,000	△ 250,000	2,350,000
	1 繰出金	2,600,000	△ 250,000	2,350,000
歳 出 合 計		2,600,000	△ 250,000	2,350,000

令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和7年度	千円 355

令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227,143千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,834,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	867,902	△ 37,143	830,759
	1 使用料	867,902	△ 37,143	830,759
2	財産収入	80,000	60,000	140,000
	1 財産売払 収入	80,000	60,000	140,000
3	繰入金	972,440	△ 19,376	953,064
	1 一般会計 繰入金	972,440	△ 19,376	953,064
4	繰越金	68,398	△ 30,624	37,774
	1 繰越金	68,398	△ 30,624	37,774
5	県 債	2,057,800	△ 200,000	1,857,800
	1 県 債	2,057,800	△ 200,000	1,857,800
歳 入 合 計		4,061,925	△ 227,143	3,834,782

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,306,542	△ 216,891	2,089,651
	1 港 湾 費	2,306,542	△ 216,891	2,089,651
2 公 債 費		1,755,383	△ 10,252	1,745,131
	1 公 債 費	1,755,383	△ 10,252	1,745,131
歳 出 合 計		4,061,925	△ 227,143	3,834,782

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		1,038,000	868,000
	1 港 湾 費	1,038,000	868,000
合 計		1,038,000	868,000



第3表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
熊本港コンテナターミナル管理運営業務	令和7年度 ～令和10年度	千円 1,904
	年次別内訳	
	令和7年度	476
	令和8年度	476
	令和9年度	476
	令和10年度	476

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和7年度	千円 13,014	(補正前に同じ)	令和7年度	千円 31,160

第4表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
港 湾 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	2,057,800	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。  発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,857,800	(補 正 前 に 同 じ)			

令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ759,954千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		40,443	281,474	321,917
	1 財産売払収入		281,474	281,474
2 繰越金		619,511	△ 281,474	338,037
	1 繰越金	619,511	△ 281,474	338,037
歳 入 合 計		759,954		759,954

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		759,954		759,954
	1 港湾費	759,954		759,954
歳 出 合 計		759,954		759,954

令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		1,000,000	△ 47,000	953,000
	1 県 債	1,000,000	△ 47,000	953,000
歳 入 合 計		1,101,000	△ 47,000	1,054,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,000,000	△ 47,000	953,000
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	1,000,000	△ 47,000	953,000
歳 出 合 計		1,101,000	△ 47,000	1,054,000

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		132,000
	1 道 路 橋 り よ う 費	132,000
合 計		132,000

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地先行取得事業費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体、金融機関、会社、その他	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等	千円			
	1,000,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。				

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177,386千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		27,874	△ 9,310	18,564
	1 繰越金	27,874	△ 9,310	18,564
2 諸収入		554,788	△ 168,076	386,712
	1 貸付金 元利収入	554,788	△ 168,076	386,712
歳 入 合 計		583,488	△ 177,386	406,102

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		583,488	△ 177,386	406,102
	1 育英資金	583,488	△ 177,386	406,102
歳 出 合 計		583,488	△ 177,386	406,102

第2表 債務負担行為補正			
追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
			千円
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和7年度		1,452
2 情報処理関連業務	令和7年度		1,145

令和6年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195,913千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ686,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		1,809	△ 1,806	3
	1 一般会計 繰入金	1,809	△ 1,806	3
2 繰越金		358,280	△ 184,109	174,171
	1 繰越金	358,280	△ 184,109	174,171
3 諸収入		521,890	△ 9,998	511,892
	1 貸付金 元利収入	355,640	△ 9,998	345,642
歳入合計		881,979	△ 195,913	686,066

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農林 水産業費		858,972	△ 212,922	646,050
	1 林業改善 資金	858,972	△ 212,922	646,050
2 諸支出金		23,007	17,009	40,016
	1 繰出金	23,007	17,009	40,016
歳出合計		881,979	△ 195,913	686,066

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和7年度	千円 298,500

令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,601千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,221千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		771 △	765	6
	1 一般会計 繰入金	771 △	765	6
2 繰越金		98,416 △	55,138	43,278
	1 繰越金	98,416 △	55,138	43,278
3 諸収入		56,635 △	18,698	37,937
	1 貸付金 元利収入	56,635 △	18,698	37,937
歳入合計		155,822 △	74,601	81,221

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業 林費		155,822 △	74,601	81,221
	1 沿岸漁業 改善資金	155,822 △	74,601	81,221
歳出合計		155,822 △	74,601	81,221

令和6年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,678千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,274,458千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		15,000	△ 10,678	4,322
	1 繰越金	15,000	△ 10,678	4,322
歳 入 合 計		1,285,136	△ 10,678	1,274,458

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		85,000	△ 10,678	74,322
	1 繰出金	85,000	△ 10,678	74,322
歳 出 合 計		1,285,136	△ 10,678	1,274,458

令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)  
令和6年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,225,358千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,398,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,722	95,951	122,673
	1 財産運用収入	26,722	3,346	30,068
	2 財産売却収入		92,605	92,605
2 繰越金		346,256	△ 302,309	43,947
	1 繰越金	346,256	△ 302,309	43,947
3 県 債		1,717,000	△ 1,019,000	698,000
	1 県 債	1,717,000	△ 1,019,000	698,000
歳 入 合 計		2,623,471	△ 1,225,358	1,398,113

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商工費		2,604,720	△ 1,225,358	1,379,362
	1 工鉦業費	2,604,720	△ 1,225,358	1,379,362
歳 出 合 計		2,623,471	△ 1,225,358	1,398,113

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 商 工 費		千円 1,313,681
	1 工 鉦 業 費	1,313,681
合 計		1,313,681

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
用地造成費 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	1,717,000	(その他) 工事その他の 都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			698,000	(補 正 前 に 同 じ)			



令和6年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ737,207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,007,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		383,156	97,601	480,757
	1 財産運用収入	383,156	97,601	480,757
2 繰入金		59,287,281	△ 834,808	58,452,473
	1 一般会計繰入金	39,880,781	△ 834,808	39,045,973
歳 入 合 計		116,744,586	△ 737,207	116,007,379

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		116,744,586	△ 737,207	116,007,379
	1 公 債 費	116,744,586	△ 737,207	116,007,379
歳 出 合 計		116,744,586	△ 737,207	116,007,379

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 194

令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,058,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,822,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		56,050,425	△ 840,225	55,210,200
	1 負担金	56,050,425	△ 840,225	55,210,200
2 国庫支出金		57,617,029	△ 355,072	57,261,957
	1 国庫負担金	38,038,619	258,956	38,297,575
	2 国庫補助金	19,578,410	△ 614,028	18,964,382
3 財産収入		35,261	9,036	44,297
	1 財産運用収入	35,261	9,036	44,297
4 繰入金		12,720,376	△ 117,290	12,603,086
	1 一般会計金繰入金	11,970,376	△ 117,290	11,853,086
5 繰越金		2,184	5,408,012	5,410,196
	1 繰越金	2,184	5,408,012	5,410,196
6 諸収入		64,338,710	△ 45,712	64,292,998
	1 雑入	64,338,710	△ 45,712	64,292,998
歳入合計		190,763,985	4,058,749	194,822,734

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		190,587,346	3,982,878	194,570,224
	1 社会福祉費	190,587,346	3,982,878	194,570,224
2 衛 生 費		176,639	17,509	194,148
	1 公衆衛生費	176,639	17,509	194,148
3 諸 支 出 金			58,362	58,362
	1 繰 出 金		58,362	58,362
歳 出 合 計		190,763,985	4,058,749	194,822,734

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和7年度	千円 11	

令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,313,153千円	△6,199千円	3,306,954千円
第1項 営業費用	3,231,912千円	△1,249千円	3,230,663千円
第2項 営業外費用	81,241千円	△4,950千円	76,291千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「503,049千円」を「502,485千円」に、「48,030千円」を「85,766千円」に、「455,019千円」を「416,719千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,682,715千円	1,312,441千円	3,995,156千円
第1項 企業債	707,102千円	529,600千円	1,236,702千円
第2項 他会計借入金	132,027千円	470,813千円	602,840千円
第3項 補助金	1,335,750千円	334,292千円	1,670,042千円
第4項 負担金	498,975千円	△22,264千円	476,711千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,185,764千円	1,311,877千円	4,497,641千円
第1項 建設改良費	2,399,211千円	1,311,882千円	3,711,093千円
第2項 企業債償還金	676,692千円	△5千円	676,687千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	74,795千円	△2,508千円	72,287千円
（債務負担行為）			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和7年度	千円 1,210

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	3,879,085千円	△220千円	3,878,865千円
第2項 営業外収益	20,855千円	△220千円	20,635千円
	支 出		
第1款 事業費	3,137,962千円	△51,612千円	3,086,350千円
第1項 営業費用	2,810,569千円	△51,612千円	2,758,957千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,581,188千円」を「1,627,692千円」に、「29,239千円及び」を「12,094千円、」に、「1,551,949千円」を「1,115,598千円」に改め、「1,115,598千円」の次に「及び地域振興積立金500,000千円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	1,846,742千円	46,504千円	1,893,246千円
第1項 建設改良費	271,638千円	△188,603千円	83,035千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円	235,107千円	1,000,661千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	502,947千円	3,049千円	505,996千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度	千円 29,669
情報処理関連業務	令和7年度	1,306
事務機器等賃借	令和7年度	106

令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 事業収益	1,194,274千円	1,599千円	1,195,873千円
第2項 営業外収益	407,771千円	1,599千円	409,370千円
	支 出		
第1款 事業費	1,234,952千円	△3,256千円	1,231,696千円
第1項 営業費用	1,197,244千円	△3,256千円	1,193,988千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「33,586千円」を「53,550千円」に改め、「及び過年度分損益勘定留保資金19,964千円」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	903,453千円	693,000千円	1,596,453千円
第1項 企業債	263,000千円	441,000千円	704,000千円
第5項 補助金	153,563千円	252,000千円	405,563千円
	支 出		
第1款 資本的支出	957,003千円	693,000千円	1,650,003千円
第1項 建設改良費	409,252千円	693,000千円	1,102,252千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的に「新規工業用水道事業」を加え、起債の限度額に「441,000千円」を加える。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。



(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	68,859千円	△2,710千円	66,149千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 15,410
	年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度 令和9年度	9,756 1,412 4,242
工業用水道事業関係業務	令和7年度	4

令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 事業収益	114,176千円	△145千円	114,031千円
第2項 営業外収益	3,128千円	△145千円	2,983千円
	支 出		
第1款 事業費	48,202千円	741千円	48,943千円
第1項 営業費用	40,098千円	741千円	40,839千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円及び」を削り、「49,910千円」を「50,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	10,836千円	580千円	11,416千円

令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,642,754千円	△77,872千円	1,564,882千円
第1項 医 業 収 益	661,834千円	△82,659千円	579,175千円
第2項 医 業 外 収 益	980,920千円	4,787千円	985,707千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,688,867千円	△115,370千円	1,573,497千円
第1項 医 業 費 用	1,665,992千円	△115,370千円	1,550,622千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,044,063千円	△76,899千円	967,164千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和7年度	千円 7,390
情報処理関連業務	令和7年度	12,489